

上尾市児童発達支援センターつくし学園条例施行規則の一部改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 月 26 日

上尾市長 畠山 稔

上尾市規則第 7 号

上尾市児童発達支援センターつくし学園条例施行規則の一部を改正する規則

上尾市児童発達支援センターつくし学園条例施行規則（平成 18 年上尾市規則第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 2 号様式、第 3 号様式、第 3 号様式の 3、第 3 号様式の 5、第 5 号様式及び第 7 号様式中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。